

ブロック塀等の撤去に助成します！

呉市ブロック塀等安全確保事業(令和4年度)のご案内

呉市では、ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難経路の確保のため、安全性が確認できないブロック塀等の撤去費用の一部を助成する、呉市ブロック塀等安全確保事業を実施し、当該撤去等を推進しています。

対象となるブロック塀等

次の条件をすべて満たしたブロック塀等

- ◆ 通学路または緊急輸送道路に面するもの
- ◆ 高さが0.6m以上のブロック塀等で、道路からの高さが1.0m以上のもの
- ◆ 点検チェックリスト(裏面記載)等の耐震診断で、安全性が確認できないもの
- ◆ 建築基準法の規定に違反していないもの
- ◆ 民間が所有しているもの(法人その他団体が所有するものを除く)

※まずは対象となるか事前にご相談ください。



補助金額

- ◆ ブロック塀等の撤去に要する事業費※の2/3
(上限額:15万円)

【算定例】

(例1)30mのブロック塀等の撤去で見積額が30万円の場合

① $30万円 \times 2/3 = 20万円$

② $30m \times 9000円 \times 2/3 = 18万円 \rightarrow$ 上限額の15万円が補助金額

※次のうち金額が低い方

① 工事施工業者の見積金額

(例2)20mのブロック塀等の撤去で見積額が21万円の場合

② 対象となるブロック塀等の長さ(m) \times 9000円

① $21万円 \times 2/3 = 14万円$

② $20m \times 9000円 \times 2/3 = 12万円 \rightarrow$ 12万円が補助金額

補助対象者

次の要件に該当する方

- ◆ ブロック塀等の所有(管理)者
- ◆ 市税の滞納がない方



申請期限・完了期限

- ◆ 補助金交付申請期限

令和4年9月30日(金) まで

予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了

- ◆ 事業完了期限

令和5年2月末まで

呉市都市部建築指導課 空家対策グループ

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6 本庁舎5階

TEL 0823-25-3515 FAX 0823-24-6831 MAIL kensidou@city.kure.lg.jp



事前相談の流れ

事前相談

現場調査等

1週間程度

結果通知(電話)

補助対象となった場合の
その後の流れ

補助金交付申請

書類審査

1週間程度

補助金交付決定通知

工事契約

着手届提出

撤去工事着手

完了実績報告書提出

現場検査・書類審査

1週間程度

補助金交付額確定通知

補助金交付請求

10日程度

補助金交付

事前相談必要書類

- 位置図(付近見取図)
- ブロック塀等の高さや厚さが分かる写真や図面
- 点検チェックリスト等(各自で点検されたもの)

補助金交付申請必要書類

◆共通

- 補助金交付申請書
- 補助金交付申請額の算定内訳表
- 既存ブロック塀等点検チェックリスト等
- 公図の写し〔法務局〕
- 土地又は建物の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- 付近見取図及び配置図
- 立面図, 断面図
- 現況写真(全景, 形状, 点検で不適合となった内容が分かる写真)
- 見積書の写し
- 市税の滞納のない証明書〔各市民センター, 市民税課〕
- 消費税仕入税額控除確認書

◆その他

- 戸籍謄本等(申請者が相続人の場合)
- 共有者の同意書(複数の所有者がある場合)
- 委任状(第三者に委任する場合)

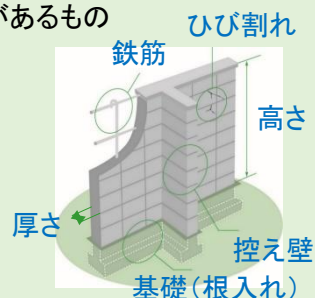
※補助金交付申請できるのは、補助対象と通知された申請者に限り
ます。

【点検チェックリスト】

補強コンクリートブロック塀の場合は、下記の事項を確認のうえ、ご
相談ください。

- 塀の高さが地盤から2.2m以下
- 塀の厚さが10cm以上(2m以上の塀は、厚さ15cm以上)
- 塀の高さが1.2mを超えるが、控え壁があるもの
- コンクリートの基礎がある
- 傾きやひび割れがない
- 塀に鉄筋が入っている

※組積造については、ご相談ください。



注意事項

※補助金交付決定前に撤去工事に着手された場合には、この補助金を
交付することができません。